

議案第27号 大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議案第27号について、ご説明いたします。当議案は、国家公務員等の通勤手当の制度に準じ、通勤手当等の上限額の改定等を行うものでございます。

2ページをお願いします。

1の改正を必要とする条例は、記載のとおりです。

2の改正の趣旨としては、令和7年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告に準拠しながら、本市の職員の通勤手当の改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

3ページをお願いします。

3の改正内容についてですが、今回の改正は、令和7年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告の内容のうち令和8年4月施行のものです。

1つ目は、通勤用具使用距離に応じた手当額の改正であり、条例において上限額を引き上げるものです。2つ目は、駐車場にかかる手当額の改正であり、こちらも条例において上限額を引き上げるものです。3つ目は、上記の上限額の引き上げに伴い、月単位の上限額についても改正を

行い、正規職員においては月額55,000円から75,000円に、週3日以下の勤務の会計年度任用職員においては、日額2,619円から日額3,571円にそれぞれ改正を行います。

施行は、令和8年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。